

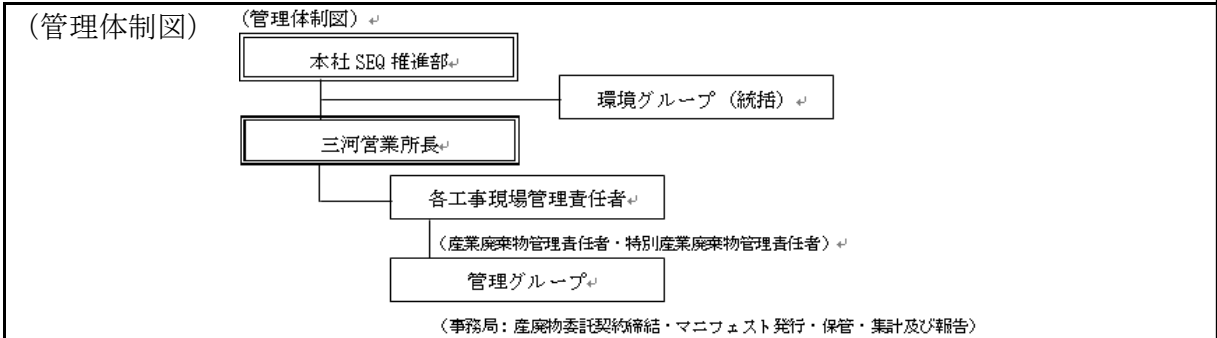
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2023年 6月 5日
滋賀県知事 殿		
提出者 住 所 愛知県豊田市亀首町上向イ田65番地 氏 名 トヨタT&S建設株式会社 三河営業所長 清水 憲一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 0565-45-7833		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	トヨタT&S建設株式会社 三河営業所	
事業場の所在地	愛知県豊田市亀首町上向イ田65番地	
計画期間	2023年4月1日～2024年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
①事業の種類	総合工事業	
②事業の規模	元請完成工事高 5,396,980千円	
③従業員数	12人	
④産業廃棄物の一連の処理の工程	がれき類→再生処理業者に委託、再生砕石として再資源化 木くず→再生処理業者に委託、チップ・燃料として再資源化 紙くず・金属くず・ガラス陶磁器くず・石膏ボード →再生処理業者に委託、再資源化 混合物→中間業者にて分別後、再資源化と埋立処分 汚泥→中間業者にて脱水後、再資源化 廃プラスチック→中間処理業者にて処理後、燃料として再資源化	

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙のとおり		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ISO14001管理体制による分別の徹底 混合廃棄物以外はすべて分別し、保管委託処理 入場時に、分別方法教育・周知徹底する。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 分別を徹底し、混合廃棄物の分別減量化の促進を図る。 新規入場時の場内規制の徹底。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
検討していない			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
実施していない			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
検討していない			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 検討していない		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙のとおり		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
別紙のとおり			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

住所愛知
知
「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の種類 現状と計画	廃プラスチック		紙くず		木くず		金属くず		ガラス、コンクリート、陶磁器くず		混合廃棄物	
	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項												
排出量	2.6 t	2.0 t	0.2 t	0.1 t	98.3 t	75.0 t	45.8 t	35.0 t	586.4 t	450.0 t	451.0 t	300.0 t
これまでに実施した取組	委託契約時再利用の確認を実施し、可能な限り再生処理会社への処理を委託するようにしている。混合物等も選別し再資源化できる物は処理業者へ指示を徹底している。											
今後実施する予定の取組	分別の徹底 産業廃棄物の3Rの適正処理の推進 資材管理を徹底し余剰材の発生を抑制する											
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項												
自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量												
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組												
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項												
自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量												
自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量												
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組												
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項												
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量												
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組												
産業廃棄物の処理の委託に関する事項												
全処理委託量	2.6 t	2.0 t	0.2 t	0.1 t	98.3 t	75.0 t	45.8 t	35.0 t	586.0 t	450.0 t	451.0 t	300.0 t
優良認定処理業者への処理委託量		2.0 t		0.1 t		75.0 t		35.0 t				300.0 t
再生利用業者への処理委託量	2.6 t		0.2 t		98.3 t		45.8 t		586.4 t	450.0 t	451.0 t	
認定熱回収業者への処理委託量												
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量												
これまでに実施した取組												
今後実施する予定の取組	可能な限り優良認定処理業者を選定する。 がれき類は再生資源化施設保有の処理業者へ委託する。 混合物等も選別し再資源化できる物は処理業者へ指示を徹底する。											